

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成17年11月9日 |
| 【発行者名】 | スターツプロシード投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 平出 和也 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋三丁目2番9号 |
| 【事務連絡者氏名】 | スターツアセットマネジメント投信株式会社 取締役管理部長 高内 啓次 |
| 【電話番号】 | 03(6202)0856(代表) |
| 【届出の対象とした募集(売出)内国 投資証券に係る投資法人の名称】 | スターツプロシード投資法人 |
| 【届出の対象とした募集(売出)内国 投資証券の形態及び金額】 | 形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 4,021,920,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 196,000,000円 (注1)発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 (注2)売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。但し、今回の売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、本投資証券(以下に定義します。)1,000口を上限として行われる予定のオーバーアロットメントによる売出しであり、売出価額の総額はその上限を示したものです。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本投資法人は、一般募集における発行価格の決定に先立ち発行価格の仮条件を決定しましたので、平成17年10月27日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正するとともに、記載内容の一部についても訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(13) 手取金の使途

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(4) 売出価額の総額

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 投資法人の概況

(4) 投資法人の機構

投資法人の運用体制

八．委員会

2 投資方針

(2) 投資対象

取得予定資産の概要

第三部 投資法人の詳細情報

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(2) 運用体制

社内のコンプライアンス体制

_____の部分は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

4,320,000,000円

(注)後記「(14) その他 引受け等の概要」冒頭に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(14) その他 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

4,021,920,000円

(注)後記「(14) その他 引受け等の概要」冒頭に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(14) その他 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

(前略)

(注2)発行価格の決定に先立って、平成17年11月9日(水)に仮条件を提示する予定です。当該仮条件は、本投資法人の取得予定資産の内容その他本投資法人に係る情報を判断し、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注2)発行価格の仮条件は、192,000円以上200,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人の取得予定資産の内容その他本投資法人に係る情報を判断し、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定しました。

(後略)

(13)【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金(4,320,000,000円)については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による投資口の追加発行における手取金(上限200,000,000円)と併せて、本投資法人による特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。)の取得資金等に充当します。

(注)上記の手取金は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金(4,021,920,000円)については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による投資口の追加発行における手取金(上限186,200,000円)と併せて、本投資法人による特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。)の取得資金等に充当します。

(注)上記の手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(4)【売出価額の総額】

< 訂正前 >

200,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

< 訂正後 >

196,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(4)【投資法人の機構】

投資法人の運用体制

八．委員会

< 訂正前 >

(前略)

b．コンプライアンス委員会

(中略)

．審議方法

コンプライアンスオフィサーが賛成し、かつ委員の3分の2以上が出席し、コンプライアンスオフィサーが賛成し、かつ出席委員の3分の2以上の賛成により決議されます。

< 訂正後 >

(前略)

b．コンプライアンス委員会

(中略)

．審議方法

コンプライアンスオフィサーを含む委員の3分の2以上が出席し、コンプライアンスオフィサーが賛成し、かつ出席委員の3分の2以上の賛成により決議されます。

2【投資方針】

(2)【投資対象】

取得予定資産の概要

<訂正前>

(前略)

二．取得予定資産の詳細な情報

(中略)

物件番号：G - 1 物件名称：αネクスト本通

| | | | | | |
|---------|--------|----------------------|--------------|--------------|------------|
| 特定資産の種類 | 信託受益権 | 取得予定価格（円） | 386,000,000 | | |
| 投資エリア | 政令指定都市 | 損益の状況（単位：円） | | | |
| 用途 | 賃貸住宅 | 運用期間 | 自：平成15年6月1日 | 自：平成16年6月1日 | |
| 物件概要 | | | 至：平成16年5月31日 | 至：平成17年5月31日 | |
| 所在地 | 住居表示 | 北海道札幌市白石区本通十八丁目南3番1号 | 運用日数 | 366日 | 365日 |
| 土地 | 所有形態 | 所有権 | 賃貸事業収益 | 48,134,762 | 45,450,969 |
| | 地積 | 1,571.00㎡ | 賃貸料収入 | 44,866,319 | 42,512,830 |
| | 用途地域 | 近隣商業地域 | その他収入 | 3,268,443 | 2,938,139 |
| | 建蔽率 | 90% | 賃貸事業費用 | 14,939,344 | 15,524,410 |
| | 容積率 | 200% | 物件管理委託費 | 2,614,709 | 2,010,933 |

(後略)

<訂正後>

(前略)

二．取得予定資産の詳細な情報

(中略)

物件番号：G - 1 物件名称：αネクスト本通

| | | | | | |
|---------|--------|----------------------|--------------|--------------|------------|
| 特定資産の種類 | 信託受益権 | 取得予定価格（円） | 386,000,000 | | |
| 投資エリア | 政令指定都市 | 損益の状況（単位：円） | | | |
| 用途 | 賃貸住宅 | 運用期間 | 自：平成15年6月1日 | 自：平成16年6月1日 | |
| 物件概要 | | | 至：平成16年5月31日 | 至：平成17年5月31日 | |
| 所在地 | 住居表示 | 北海道札幌市白石区本通十八丁目南3番1号 | 運用日数 | 366日 | 365日 |
| 土地 | 所有形態 | 所有権 | 賃貸事業収益 | 48,134,762 | 45,450,969 |
| | 地積 | 1,571.00㎡ | 賃貸料収入 | 44,866,319 | 42,512,830 |
| | 用途地域 | 近隣商業地域 | その他収入 | 3,268,443 | 2,938,139 |
| | 建蔽率 | 90% | 賃貸事業費用 | 14,939,344 | 15,524,410 |
| | 容積率 | 300% | 物件管理委託費 | 2,614,709 | 2,010,933 |

(後略)

第三部【投資法人の詳細情報】

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(2)【運用体制】

社内のコンプライアンス体制

<訂正前>

イ．コンプライアンスオフィサーへの報告

資産運用会社のコンプライアンスを統括する責任者として、コンプライアンスオフィサーを置き、コンプライアンスに関する業務を担当します。コンプライアンスオフィサーは、以下の事項について企画、実行します。

- ．コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアルの作成及び改定の立案
- ．コンプライアンス・プログラム案の策定とプログラムの進捗管理
- ．コンプライアンスに関する教育、啓蒙に関する計画の策定、実行
- ．コンプライアンス案件に対する判断
- ．コンプライアンス遵守状況に関する情報の収集と対応策の検討、関係者への報告
- ．コンプライアンスに関する問題がある場合の改善指示
- ．コンプライアンス違反等発生時の調査、事後対策の検討、指示
- ．関係当局、外部専門家（弁護士、外部監査人等）の対応

コンプライアンスオフィサーは、関係部長の了承を得て、関係部の担当者に上記各事項の企画、実行について補助を行わせることができます。

（後略）

<訂正後>

イ．コンプライアンスオフィサーの役割

資産運用会社のコンプライアンスを統括する責任者として、コンプライアンスオフィサーを置き、コンプライアンスに関する業務を担当します。コンプライアンスオフィサーは、以下の事項について企画、実行します。コンプライアンスオフィサーは、関係部長と協議の上、関係部の担当者に下記各事項の企画、実行について補助を行わせることができます。

- ．コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアルの作成及び改定の立案
- ．コンプライアンス・プログラム案の策定とプログラムの進捗管理
- ．コンプライアンスに関する教育、啓蒙に関する計画の策定、実行
- ．コンプライアンス案件に対する判断
- ．コンプライアンス遵守状況に関する情報の収集と対応策の検討、関係者への報告
- ．コンプライアンスに関する問題がある場合の改善指示
- ．コンプライアンス違反等発生時の調査、事後対策の検討、指示
- ．関係当局、外部専門家（弁護士、外部監査人等）の対応

（後略）